

令和4年4月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和4年4月28日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年4月28日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	税務課長	鳥居 孝文
健康こども課長	朝比奈 礼子	学校教育課長	塩澤 由記弥

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

議案第40号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第41号 令和4年度森町一般会計補正予算（第2号）

議案第42号 物品売買契約の締結について

<議事の経過>

議長 (中根幸男君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただ今から令和4年4月森町議会臨時会を開会します。
発言の際には、マスクを着用したまま発言してください。
また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押
すようにお願いします。
これから、本日の会議を開きます。
ここで、お諮りします。
森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者
は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許
可を求めなければならない」とあります。
新型コロナウイルス対策のため、本臨時会は、着座のまま挙手
をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求
めることにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)
議長 (中根幸男君) 「異議なし」と認めます。
したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と
呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしまし

た。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、4番平川勇君及び5番川岸和花子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第40号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君) ただ今上程されました、議案第40号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、これに関連する森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

令和4年度地方税制改正の主な内容は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和4年度に限り、固定資産税及び都市計画税の商業地等に係る税負担の調整、法人税における賃上げ促進税制に合わせた法人事業税の賃上げ対応への特別措置を講じたほか、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除を4年間延長したことなどがあります。

それでは、各条例についてご説明いたします。

初めに、「森町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

主な改正は三点ございますが、一点目は、固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を交付する場合に、住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合などに、住所の削除など必要な措置を講ずることができる規定が地方税法に追加されたことによるものであります。

二点目は、外壁、窓等を通じて熱の損失を防止する工事を行った熱損失防止改修住宅について、適用を受けるための工事費の下限が「50万円を超えるもの」から「60万円を超えるもの」に改正され、それに伴い工事費が「50万円を超える」場合であって、太陽光発電装置等の設置工事費と合わせて「60万円を超えるもの」であれば対象となることが追加されたことによるものであります。

三点目は、現下の経済情勢等を踏まえ、激変緩和の観点から令和4年度に限り、固定資産税の商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5パーセントに抑制するものであります。

次に、「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

今回の改正は先ほどの固定資産税の改正と同様に、都市計画税においても商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5パーセントに抑制する措置を講ずるとともに、地方税法の改正により引用法

令の項ずれの修正等、所要の改正を行うものであります。

また、附則第14項の改正であります。令和3年度の地方税法の改正において、用途が変更になった宅地等について、法附則第18条の3の規定を適用しないことができることが令和5年度まで延長されましたので、併せて改正するものであります。この改正は、令和3年4月1日から適用するものであります。令和3年度については、改正後の都市計画税が改正前の都市計画税を超える場合には適用しないとするものであります。

最後に、「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長

(中根 幸男 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) この新旧対照表を見ていただいて、4ページなんですけども、この「熱損失防止改修工事等」、原稿では「等」という字が入っていません。新たに改正案では「等」と入っています。この「工事等」とは、どういうものを意味するのか。

議 長

(中根 幸男 君) 鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居 孝文 君) 税務課長の鳥居でございます。今の西田議員のご質問にお答えいたします。

まず、この「等」とは何を示しているのかということですが、先程もありましたように、今回の地方税法の改正により、熱損失防止改修工事の工事費が50万円を超える場合であって、太陽光発電装置等の設置工事費と合わせて60万円を超えるものであれば対象となることも追加されたということになりますので、「等」を

今回追加して改正するものであります。熱損失防止改修工事以外の工事としては、太陽光発電装置、高効率の空調機、高効率の給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事費になります。以上でございます。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

この税金の都市計画税条例の変更と固定資産税は令和4年度に限り2.5パーセントに抑えるということですが、この都市計画税がかかる商業地というのは森町においてどれくらいあるでしょう。

議長

(中根 幸男 君) 鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居 孝文 君) 税務課長の鳥居でございます。

森町に商業地という区域で設定してあるところでございますが、遠州森駅から竜光までの道路沿いを、まず森町の普通商業地ということで設定しております。あともう一か所ですけど、森町パーキングエリアについて商業地のエリアということで設定しておりますので、森町において商業地というのは2か所となります。以上でございます。

議長

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) では、令和4年度においては、予想で通常とはどれくらいの差になるものか分かりますか。

議長

(中根 幸男 君) 鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居 孝文 君) 税務課長鳥居です。今のご質問にお答えします。

森町においては、今土地の価格について上昇しているところはございませんので、この今回の2.5パーセントに、通常ですと5パーセントが現行ですが、それを半分の2.5パーセントに抑えるということで規定されておりますが、先ほど申しましたとおり、現実的に森町については地価が下落している状況ですので、実質

的にはこの2.5パーセントは森町地内については適用はされませんが、法改正として全国的に上昇するところに対して対応ということで、この森町条例、都市計画条例においても、併せて全国的な法改正に基づいて今回改正させていただいておりますので、実質的には森町についてはこの2.5パーセント、もしくは税額が上昇するところはないと思います。以上でございます。

議 長

(中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員

(平川 勇 君) 平川です。先ほど川岸議員が質問しましたけども、もう少し詳しく聞きたいんですが、商業地の設定ですね、これは都市計画税に関することなので、建築基準法上の用途地域、商業地域、近隣商業、この地域とは考え方が別ですか。

議 長

(中根幸男君) 鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居孝文君) 平川議員のご質問にお答えします。

基本的には森町の税を課税するために、商業地というところで基本的には独自で区域を設定しておりますので、それぞれ工業地域とか、あとは普通住宅とか、併用住宅とかがありますので、基本的に固定資産税上で考え方を設定しております。以上でございます。

議 長

(中根幸男君) 4番、平川勇君。

4番議員

(平川 勇 君) そうしますと、その商業地というのは近隣商業地域の用途で色塗りされた地域とは考え方が違うよという判断ですか。

議 長

(中根幸男君) 鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居孝文君) 今おっしゃるとおり基本的に判断が異なることになります。以上でございます。

議 長

(中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長

(中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第41号「令和4年度森町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

(中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君) ただ今上程されました、議案第41号「令和4年度森町一般会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,167千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,988,886千円とするものであります。

今回の補正は、名誉町民選考委員会の会議を招集するための経費と、町内会が実施するコミュニティ活動に必要な設備等の整備事業を助成するコミュニティ助成金について、見込を上回る助成金の内示をいただきましたので、町内会にて早期に事業着手が可能となるよう補正をお願いするものでございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種について、国は、3月25日に各自治体に対し、3回目接種を受けた全ての住民を対象に4回目接種を開始することも想定し、事務的な準備期間を考慮して5月末を目途に接種券の発送準備を完了し、体制を確保するよう通知しました。

これに伴い、4回目接種にあたり必要となる接種券付き予診票などの印刷製本費や、健康管理システムの改修委託料などを計上するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項1目、一般管理費67千円につきましては、名誉町民選考委員会の会議を招集するための名誉町民選考委員会委員報酬60千円及び非常勤職員公務災害補償組合負担金7千円でございます。

9目、自治振興費5,100千円につきましては、自治総合センター・コミュニティ助成金を受けて、町内会が実施するコミュニティ活動に必要な設備等の整備事業を助成するものでございまして、当初予算では1件2,500千円を計上しておりましたが、見込を上回る4件760万円の助成金の内示をいただきましたので、助成金5,100千円を追加するものでございます。当初予算分を含めた事業の内容につきましては、中野町内会の壁掛けエアコン3台等や、薄場町内会の和室用椅子31脚などの公民館備品の整備、若宮町内会の屋台車輪の修繕、福田地町内会の大太鼓・小太鼓の新調と公民館備品の整備の経費に対して助成するものでございます。特にエアコンにつきましては、近年の猛暑対策として早期に整備を完了するため、今回の補正でお願いするものでございます。

4款1項2目、予防費8,000千円につきましては、4回目のワクチン接種にあたり必要となる接種券を、5月末を目途にスムーズに対象者に届ける準備をするための経費でございまして、接種券付き予診票などの印刷製本費や、接種券を郵送するための通信運搬費、接種券等封入手数料及び健康管理システムの改修委託料でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項3目、衛生費国庫補助金8,000千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に

対する国の補助金でございます。

20款1項1目、繰越金67千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

21款3項3目、雑入5,100千円につきましては、コミュニティ助成金に対する自治総合センターからの助成金でございます。

以上が、令和4年度森町一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

（中根幸男君）ここでしばらく休憩します。

（午前9時56分～午前10時05分 休憩）

議長

（中根幸男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉筋恵治君。

9番議員

（吉筋恵治君）9番、吉筋でございます。

歳出の8ページで、2款1項1目、0002行政管理費。これは、名誉町民選考委員会報酬とのことでございます。この予算では、選考委員を何人とされるのか。それから、人を選ぶ選考の基準は何かあるのか。それから、この予算では会議なり会合は何回もつのか。委員の報酬は一回いかほどになるのか。その辺りをお尋ねをします。

議長

（中根幸男君）村松総務課長。

総務課長

（村松成弘君）総務課長です。ただ今の吉筋議員のご質問にお答えをいたします。

8ページの2款1項1目、一般管理費の行政管理費の名誉町民選考委員会委員報酬でございますけども、これにつきましては、予算の計上といたしましては6,000円掛ける10人掛ける1回で60千円ということの計上をしております。

この選考委員につきましては、去る3月議会におきまして名誉町民の条例を制定させていただきまして、それに合わせて森町名誉町民選考委員会規則ということで規則を制定させていただきま

した。その規則には、組織といたしましては「委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。」ということで、次に掲げる者といたしまして、町議会議員、それから町内各種団体の代表者、それから学識経験のある者、それからその他町長が必要と認める者ということで、10人以内で組織するというようになっておりますので、今回の委員報酬につきましては、この規則に則りまして、10人以内ということで10人の予算を計上させていただいております。以上です。

議長
9番議員

(中根 幸男 君) 9番、吉筋恵治君。

(吉筋 恵治 君) もう一点、ちょっと質問をし忘れたのでお伺いします。この選考委員の委員長というのは、町長とか副町長とか、それとも委員を選んだ中で選ぶのか。それについてお尋ねします。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。吉筋議員のご質問にお答えをいたします。

この名誉町民選考委員会でございますけども、委員会は町長の諮問に応じて名誉町民の選考について審議し、その結果を答申するというところでございますので、会長・副会長につきましては委員の互選によって定めるということで規定をしております。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。

5番、川岸和花子君。

(川岸 和花子 君) 2款1項、総務課のコミュニティ助成金のことです。4件の内示があったということで、この4町内会さんの他に申請があつて、4町内会さんが取り上げられたのか、この4町内会さんが申請して全て取り上げられたのかという点。

それと、それぞれ必要なものは違うと思うんですけども金額を教えていただけたらと思います。

二点目が4款1項予防費のコロナワクチン4回目接種の件です

けれども、4回目接種にあたって今現在3回目の接種の方がどれくらいおられるのかということ。大体でいいのでその目安と、4回目接種をいつ頃からどのように想定しているか、教えていただけたらと思います。

議 長
総務課長

(中根幸男 君) 村松総務課長。

(村松成弘 君) 総務課長です。川岸議員のご質問にお答えをいたします。

8ページの2款1項9目、自治振興費のコミュニティ助成金につきましても、申請は8町内会から申請がありまして、4町内会の内示をいただいております。その4町内会でございますけれども、若宮町内会の内示額が140万円。それから、中野町内会が250万円。それから、福田地町内会が250万円。最後に、薄場町内会が120万円。合計760万円の内示をいただいておりますので、当初予算で2,500千円計上しておりますので、差し引き5,100千円の補正額となっております。以上です。

議 長
健康子ども
課 長

(中根幸男 君) 朝比奈健康子ども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康子ども課長です。川岸議員のご質問にお答えします。

現在3回目の接種の方ですが、4月24日時点で町の接種率を申し上げます。高齢者につきましては5,626人、全体の90.65パーセント。それから、全年代となりますが10,682人、59.41パーセント。64歳以下につきましては5,056人、42.95パーセントとなっております。

二つ目の4回目の接種はいつ頃からかということと、それからどのように想定をしているかというご質問についてです。4回目の接種は27日、昨日ですがワクチンの分科会にて、実際受ける方が60歳以上の方と、それから18歳以上の基礎疾患のある方と決まりました。3回目接種から4回目の接種の間隔ですけども、少なくとも5か月以上を空けてというようなこととなります。ですので、3回目接種が町で始まったのが、一般の方につきましては1

月31日でした。それから5か月を計算しますと、6月の末ということになります。ですので、6月末が平日ですので、計画では7月の2日以降から4回目接種を開始していくと想定しております。これにつきましては昨日まだ決まったばかりでして、具体的な計画はまだこれからなんですけども、ざっと計算しますと7月2日から開始で、60歳以上と基礎疾患の方を含めまして、大体15日間ぐらいで集団接種をやっていくと想定しております。以上となります。

議長
5番議員

(中根幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 良く分かりました。3回目の接種率ですけども、テレビ等でもそんなにやっぱり高くないということを知っておりますけれども、全体で59.41パーセント、そしてこれは50代ですかね、42.95パーセント。他の年代で低いとか高いとか、そういうのが分かればお願いします。

議長
健康子ども
課長

(中根幸男 君) 朝比奈健康子ども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康子ども課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えします。

全て接種につきましては、今言った年代ごとの接種率のみとなっておりますので、他の年代でどのぐらいの接種率かということについては、今のところ出しておりません。ですので、低い年代がどこかということにつきましては、お答えができないような状況になっております。以上です。

議長
5番議員

(中根幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) では、4回目ワクチンの対象が昨日決まったところということですけども、何名になるか。最後に教えてください。

議長
健康子ども
課長

(中根幸男 君) 朝比奈健康子ども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康子ども課長です。川岸議員のご質問にお答えします。

60歳以上の方が対象ということですので、現在60歳以上の方で3

回目を接種した方が、昨日調べていただいたんですけど6,822名いらっしゃいました。これに18歳以上から59歳の基礎疾患の方が入ってくるわけですけども、基礎疾患のある方というのがどのぐらいいらっしゃるかというのは把握ができないような状況なんですけども、国の試算で人口の8.2パーセントだったと思いますが、そのぐらい基礎疾患を持っていらっしゃる方がいるというようなことをワクチンが始まったときに公表されましたので、全人口にそのぐらいの人数を掛ければ人数が出るかなと思いますが、具体的な人数が申し上げられなくて申し訳ないですけども、そのような形になっております。以上です。

議長

(中根幸男君) 他に質疑はございませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君) 4回目のコロナについて、質問をさせていただきます。

5か月以上、要は3回目が終わって5か月以上空けて7月1日以降から開始されるということでした。これに対して、例えば集団接種等は、エコパ等の集団接種会場等をまた予定されているのか。それとも森町の中だけで対応するのか、その点。

あと一つ。実は4回目の接種というのは副作用、副反応等の影響によって二の足を踏んでいる方もいらっしゃるということも聞き及んでおります。私自身は既に3回済んでおりますけれども、実は3回目のときはかなり私も副作用が出てしまいました。1回目・2回目は何ともなかったんですが3回目に出て、うちの家内も3回目にかかなりひどい副作用が出ちゃって、2週間近くにわたって体調不良が続いております。こういった状況から4回目ということになると、本当に町が目指すような100パーセントの接種というところまでいくかどうかというのは疑念が残るんですが、例えばこういった場合についての打開策とか対応策。やっぱり積極的に接種を受けていただく、このようなことについての方策等は既に考えられているのか。その二点についてお聞き

議長
健康子ども
課長

したいと思います。

(中根幸男君) 朝比奈健康子ども課長。

(朝比奈礼子君) 健康子ども課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えします。

集団接種につきましては、現在のところ町のみで集団接種を検討しております。エコパの接種につきましては、近隣の状況を見ながら、近隣がそこでやるようなことになりましたら、そこも検討をしていきたいと考えております。

二つ目の4回目接種の副反応の関係ですけれども、60歳以上につきましては接種は努力義務というような形になります。18歳から59歳の基礎疾患につきましては努力義務が外れておりまして、接種を推奨するというような形になります。ですので、60歳以上につきましては受けるよう努力する義務があるというような形になりますが、それにつきましても、個人が接種するかしないかをご判断いただいて接種するようになりますので、無理に勧めることはないんですが、ただ、町といたしましては、国が接種を勧めるというような形になりますので、副反応等の状況を細かく見ながら、それを町民の皆さまに随時情報提供させていただいて、その中で接種をするか、するときのメリット・デメリットをお伝えしながら、選んでいただけるような情報提供を細かくしていきたいと思っております。具体的な打開策ということではございませんけれども、今考えられることにつきましては以上となります。

議長
3番議員

(中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 今の課長のご答弁で、だいぶ私も納得いたしました。本当に細かいところまでの調査みたいな形になると思いますけれども、一つ皆さんが積極的に受けられるように、そのような体制を作っていただければと思います。ありがとうございました。

議長

(中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 二点質問します。

2款総務費1項総務管理費の一般管理費、名誉町民選考委員会の報酬の件ですが、今現時点で候補者になるような人はおられるということでしょうか。また、例えば素晴らしい候補者がまた現れた場合は、新たにまたこういった予算を組むのかどうか。その辺を教えてください。

それからワクチンですけど、今課長のいろいろな答弁の中で、国も60歳以上と基礎疾患というようなことを言っていて、それが昨日決まったということですが、この予算は3月時点で成人全てを対象ということでの予算だったようですけども、そうするとかなりやらなくてもいいシステム改修とか、そういうものも出てくると思うので、その辺もう一度確認ですけども、60歳以上、そして18歳から59歳で基礎疾患のある方を対象ということによろしいですね。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。西田議員のご質問にお答えをいたします。

8ページ、2款1項1目の名誉町民選考委員会の関係でございますけども、名誉町民の候補者はいるのかということでございます。現在、事務局で検討をしている候補者がおりますので、今回選考委員会の委員報酬というようところで計上をさせていただきました。

もう一点、新たな人があれば再度予算を取るのかということでございますけども、これにつきましては、名誉町民条例を3月議会で制定をいたしまして、この条例に合致する人が現れた場合については、タイミングを見て予算を取っていくことになろうかと思っておりますけども、やはり名誉町民でございますので、すぐに出てくるのかなというようところもありますので、その辺りは状況を見ながら、必要に応じて今後予算等の対応をしていきたいと思っております。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。
健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。西田議員のご質問
課 長 にお答えします。

先ほど来私から対象等を申し上げましたが、国の文科会等で決まったことですが、正式な決定がまだ町には来ておりません。正式な決定を受けて、今後進めていくような予定となっております。

それからシステム改修につきましては、実際に4回目接種を始めるにあたっては予診票等の変更があったり、それから町で庁内印刷等ができるような随時機能を追加しなくてはいけないというところがありますので、対象が少なくなりましても、システム改修につきましては予定どおり行わなければならないというような状況でございます。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 11番、西田彰君。
11番議員 (西田 彰 君) 名誉町民の関係ですが、仮に新たな名誉
町民が現れた場合は、その選考委員というのはメンバーが変わ
るのでしょうか。

議 長 (中根幸男 君) 村松総務課長。
総務課長 (村松成弘 君) 総務課長です。ただ今の西田議員のご質問
にお答えをいたします。

新たに名誉町民の候補者が現れた場合について、選考委員会のメンバーが替わるのかというようなところがございますけども、それにつきましては替わるというか、選考委員の関係については、例えば学識経験のある者等の変更等は考えております。特にその功績に対しまして、やはり専門家等でないとその功績というものがどういう功績かというところが分からないと思いますので、そういった各分野に精通した人。名誉町民の候補となる方の功績等に精通して、それが名誉町民に値するかどうかというところの選考過程においてそこが大切になると思いますので、その辺りは変更をして、その功績に精通した方を選んでいくというようなことになると思います。以上です。

議 長
町 長

(中根幸男 君) 町長、太田康雄君。
(太田康雄 君) 私から少し補足をさせていただきますが、3月議会で名誉町民条例についてご可決をいただきました。その第4条に「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。」となっております。この条例に従いまして、森町名誉町民選考委員会規則を制定をしております。その規則の中で委員会の委員について、先ほど総務課長から答弁をいたしましたように、町議会議員、町内各種団体の代表者、学識経験のある者、その他町長が必要と認める者というもののなかから10名以内をもって組織をするということになっております。そして委員の任期につきましては、「当該諮問に係る審議が終了し、町長への答申が行われたときまでとする。」ということでございますので、答申が終わればその委員会は一旦は解散ということになります。

それで、この選考委員会でございますが、町長がこの方を名誉町民にいかがでしょうかということを諮問をさせていただいて、そして選考委員会で審議をしていただき、答申をいただくというものでございますので、町長が諮問をさせていただく方の功績について、審議するにふさわしい方を委員としてその都度選ぶというように考えております。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝 君) それでは、今度コミュニティの助成金の関係でございます。

先ほどの総務課長のご答弁により、8町内会から申請があったうち、4町内会で助成金の対象になったということでお話を聞きました。これにつきましては、いわゆる助成金が受けられる町内会というのは何をもって決定されるのかというようなところをお聞きしたいという点。

それと、決定された助成金の金額が高いところが250万、一番

安い所で120万ということで、2倍以上の差がございます。そういったところについて、例えば250万のところをもう少し小分けにして漏れた町内会等を含めるとか、そういう考え方。あと、助成の内容によっては確かに金額が伸したり低くなったりというところがあるとは思いますが、どういう条件の下にそういったものが決定されるのかというところをお聞きしたいと思えます。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

8ページのコミュニティ助成金関係でございますけれども、これにつきましては、採択につきましては一般財団法人 自治総合センターの補助金ということでございますので、この採択結果については、自治総合センターで決定をしているということになります。町といたしましては、先ほど川岸議員の際に説明をさせていただきまして、8町内会から申請がございまして、それを県を通じて一般財団法人 自治総合センターに進達をさせていただきました。その自治総合センターにつきましては、その8申請の中から今回については森町は4町内会の内示をしたということでございますので、その決定については自治総合センターで決定してきたものとなっております。

金額につきまして各町内会ごとにばらつきがありますけれども、それぞれ申請する内容によりまして申請額が異なっておりますので、その金額につきましては、この町内会の申請どおり満額の内示となっておりますので、減額があったとかというようなことはございません。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 佐藤議員に申し上げます。4回目となりますので、ご了承を願いたいと思えます。

町長、太田康雄君。

町長

(太田 康雄 君) 少し補足をさせていただきますが、この

コミュニティ助成事業助成金というのはいわゆる宝くじの助成金でございまして、宝くじの事業に伴う収益金をコミュニティ助成金として配分をされているというものでございます。上限が250万円でございますので、その範囲内でいくつかの助成金がございますが、このコミュニティ助成金については上限が250万円ということで、森町では町内会単位でさまざまな事業を計画したときにこの助成金を活用していただいているということで、過去にも多くの町内会が活用されて、多くの事業をなされています。ですので、森町としては各町内会から出された申請を、県を通じて一般財団法人 自治総合センターに提出をしているということでございます。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、中根信一郎君。

8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、中根です。

4 款 1 項 2 目、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の件です。これについてはワクチンのファイザーであるとかモデルナ、こういったものについては特別ご説明はなかったんですが、今回 4 回目にあたっては従来のワクチンを使っていくのか。それと、先ほど佐藤議員からも話がありましたが、3 回目のときに副反応といったものがあるというような方が多いというようなことも、もちろん聞いてはおりますが、1 回目であれ 2 回目であれ、やはり副反応はあるというようなことがあって、ファイザーとかモデルナではないタイプの副反応が少ないタイプが一つ認可をされたんじゃないかなと思います。今現時点ではちょっとはっきりとしていないかもしれませんが、その辺を使うような話があるのかなのか。その辺だけわかる状態であれば、お伺いをしたい。その一点をお願いしたいと思います。

議 長

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。ただ今の中根信一郎議員のご質問にお答えします。

課 長

4回目接種に使用いたしますワクチンにつきましては、ファイザー社製と武田モデルナ社製ということで二つになっております。それ以外については、こちらに情報は入っておりません。

それから、もう一つ別のワクチンの話ですけども、ノバボックスという武田社ワクチンがございますけども、これにつきましては、4回目接種に使用するというようなことについては、まだ承認されておりません。昨日の分科会の中での資料を見ますと、ノバボックスにつきましては、1回目・2回目の初回接種、それから3回目の追加接種、これにつきましてはこのワクチンを使っていくというようなことが、承認と言うか、認められているようです。まだ具体的に町に情報が入ってきておりませんが、このノバボックスにつきましては、全ての市町にこのワクチンを配分して接種するというようなことでは、今のところないようでございます。県下で一か所接種するような体制を整えていくというような情報もありますので、まだ今のところほどの程度このワクチンが使われるかについては、まだわかっておりません。以上となります。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(発言する者なし)
議長 (中根 幸男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第41号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全員)
議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第42号「物品売買契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第42号「物品売買契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、3月議会でも申し上げましたが、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、子供たちが安心して安全な環境で学習できるよう、全ての小中学校の児童生徒用の学習机と椅子1,300組を抗ウイルス効果のある机・椅子に更新整備をするものでございます。

また、整備する机の天板や椅子の座面の合板等には森町産材を使用することで、地域材の利用拡大や森町の森林環境を考える機会とするなど、多面的な効果を期待しているところであります。

去る4月22日に制限付き一般競争入札を行った結果、浜松市東区上西町25番地の5、新栄事務機株式会社 代表取締役上村篤が3,532万1千円で落札しましたので、同社と物品売買契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、履行期間は、令和4年4月28日から令和5年3月3日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉筋恵治君。

9番議員 (吉筋恵治君) 一、二点確認を含めてお尋ねをします。

これは机・椅子1,300組ということでございますが、この内訳で机はいくらなのか、椅子は一脚いくらなのかをお尋ねをします。

それから、以前確か説明があったかもしれませんが、確認に一点。それは古く取り替えられる以前のものは、確か100組ぐらいを残してあとは処分するというような話だったと思いますが、その辺りどのような処分方法をとるのかを確認にお尋ねをします。

議 長
学校教育
課 長

(中根幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の吉筋議員のご質問にお答えいたします。

まず、一つ目でございます机・椅子それぞれの単価でございます。机は、単価として13,700円を予定しております。椅子につきましては、11,800円となります。

二つ目のご質問でございます、現在使っている旧JIS規格の机の処分についてでございます。今回全ての机・椅子を入れ替えるというようなことを計画しておりますが、やはり最近新しくした机・椅子もそれぞれの学校でございますので、今後学校と調整をしましてまいりますが、現在の見込ですと9割の机を入れ替えるということで、残りの1割程度を学校に保管するなり、もし保管する場所がなければ、統合した学校の空き教室を利用してそこに保管して、またしかるべきときに利用するというようなことも含めて検討しているところであります。以上です。

議 長
学校教育
課 長

(中根幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 補足の説明をさせていただきます。

先ほど机・椅子のそれぞれの単価を申し上げましたが、これは予算のといえますか、予定価格の単価でございますので、実際には入札でもって金額がまた若干下がっております。予定価格の単価ということでお願いしたいと思っております。以上です。

議 長
9 番議員

(中根幸男 君) 9番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治 君) 1割ぐらい処分する机・椅子について、1割ぐらいを保管した後は処分するというところでございますが、

以前遠江総合高校ができて、あれは県立ですけれども、そのときに机・椅子を全部新しく新品にするということで行ったときに、遠江総合高校から必要なものについては個人にも町内会にも差し上げますよということで、葛布の町内会や問詰町内会で私が聞いたら欲しいっていうものだから、随分たくさんいただいて利用した経緯があるのですが、そういったことを考えるということではなく、処分をするのでしょうか。そこだけお尋ねします。

議長
学校教育課
議長

(中根幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の吉筋議員の処分する机・椅子の扱いについてということでご質問がございました。

現在、学校備品として活用をさせていただいておりますので、今後も有効活用できるものについては、ストックして利用していくと。それ以外のものは、処分するというような方針で考えております。従いまして、地域の方にお分けすると言いますか、ご利用いただくようなことは想定しておりません。以上です。

議長

(中根幸男 君) 他に質疑はございませんか。

2番、清水健一君。

2番議員

(清水健一 君) 2番の清水でございます。同じくこの売買契約の机とか椅子についてお伺いをいたします。

これは森町の材料を使うということで僕らもいいなと思いましたが、愚問かもしれませんが、これは100パーセント使用していただけるものですよということ。要するに、例えばそのうちの何パーセントが森町でそれ以外は、じゃなくて100パーセント森町の材料を使用していただけるのかということ。廃棄という問題も今出ていましたけども、廃棄に伴う金額というのはこの入札の金額の中に入っているのだろうか。例えばこれだと購入というように書いてあるので、購入だけになるのでしょうか。

議長
学校教育

(中根幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の清水議員の

課 長

ご質問にお答えいたします。

まず、今回の机・椅子に使う森町産材の材料でございますが、ヒノキ板の抗ウイルス剤樹脂練込メラミン化粧板というような板になりますので、その中の合板材として森町の材を使うということになっております。ただ、抗ウイルス機能ということで表面に加工がされますので、それも含めて100パーセントかということについてはお答えしかねますけれども、そのような仕様となっております。

また、廃棄の方法につきましては、今回の契約の中には含まれておりませんが、3月議会で補正をいただいた中で処分費の手数を予算化してございますので、処分につきましてはこの契約とはまた別で対応していきたいと考えております。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 2番、清水健一君。

2番議員

(清水健一 君) ありがとうございます。100パーセントという意味は、その合板の中のその部分に森町産材を使うというもので、だから全部が100パーセントという意味ではなかったもので、例えば1300脚か1000いくつか買ったやつ全部の合板の中に森町が入っていますよねということですよ。すみません、了解しました。

それから、あと補正の部分、処分費についても了解しました。

議 長

(中根幸男 君) 他に質疑はございませんか。

5番議員

5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 川岸です。今回、この入札で予算で予定していたより100万円ぐらい安く買えることになったと思います。補正予算第1号で地方創生臨時交付金を活用しての更新ということなんですが、その中に森林環境譲与税を42万9,000円入れるという説明がありました。なので、この100万円安くなったことでその辺りはどうなるのかなと思ひまして、お尋ねします。

議 長

(中根幸男 君) 塩澤学校教育課長。

学校教育

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の川岸議員の

課 長

ご質問にお答えいたします。

机・椅子を導入するに際しまして、森林環境譲与税の導入を想定しておりました。その対応といたしますか、その額の考え方ですけれども、通常材、標準材を使用した机・椅子と森町産材の材を使用した際の差額について、森林環境譲与税を使うというようなことで想定しておりました。それぞれ机につきましては、標準材を使用した際との差額として200円。椅子につきましては100円の差額がございますので、それと全て1300台入れた際の合計といたしまして、42万9,000円分が森林環境譲与税の対象額という想定をしておりますので、今回の落札、入札後の金額に影響が及ぶものではないと考えております。以上です。

議 長
5 番議員

(中根 幸男 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 影響が及ぶものではないというのは、そこは使わないという、それを使ってその中に入っているということですか。

議 長
学校教育
課 長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただ今ちょっと分かりにくい表現をさせていただいたかもしれないですけれども、森林環境譲与税の対象となる額というのは、今回の机・椅子の導入に際して見込額というのがもう決定しておりますので、今回の入札について落札額が変わったとしても、その森林環境税額は変わらないようなことであります。

議 長
5 番議員

(中根 幸男 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 森林環境税を使うということが、また森林環境の教育にもなると思いますので、もちろん森町産の木を使っているということもそうですけれども、そういう森林環境の税金を使っているという点も強調して子どもたちに伝えられたらと思いました。了解しました。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 一点。森町産材を使用するというのですが、これは業者から確認をしているのかどうか。何パーセント使用したよという確認をしていますか。

議 長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。

学校教育

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の西田議員のご質問でございます。

課 長

今回この机・椅子の購入に際しまして、契約の仕様書を準備しております。その中におきまして、机・椅子ともですけれども、芯材は森町産ヒノキ材にて製作した合板を使用するというような表記がございます。また、できた製品に対しましては、製品本体に森町産材使用を明示することというような内容を仕様書としてございますので、その条件のもと導入する。児童生徒の目に触れるような中で、地域の木材が使われているということを知っていただく機会としたいということでございます。

西田議員のおっしゃられたパーセンテージと申しますか、そこにつきましては特に何パーセントということにはございませんが、使う合板については森町産材を使うというようなことを明示しているということをご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 仕様書にそれをちゃんと使っているというように、役場は判断するという事なんですね。

議 長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。

学校教育

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の西田議員のご質問でございます。

課 長

この業者が決定いたしまして、先にもそうですけれども森町の森林組合とも打合せをしております。実際、材として出るボリュームでありますとか、そこら辺の準備というのも含めまして、調整をしながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 小さいことなんですけど、小学生と中学生で

は机・椅子の大きさが違うと思うんですけど、金額は同じなんですか。

議長
学校教育課長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。西田議員のただ今のご質問でございます。

今までの導入していた机もそうなんですけれども、机の両サイドのボルト、一か所留めですけども、高さの上下ができるような仕様となっております。従いまして、一番低い生徒の対象は120センチで、一番高い生徒ですと180センチまでの調整が可能な机・椅子となっておりますので、従いまして小学校も中学校も同様の机の導入を計画しております。以上です。

議長
6番議員

(中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。

6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) 仕様のところで一点確認したいところがありまして、これF S C材を使われているかというのが、仕様の中で確認したい。

あと視点を変えまして、森町産材を使った椅子が出来上がってきて非常に良いものが出来上がってくると期待していますし、そうなると思います。当然広報とか通じて、また町民とか皆さんにもこれがアピールできるかと思っています。良いことだなと思います。それで、視点を変えてというのは、せっかくこうして良い物が出来てきたなら、もっと他の学校、森町以外のいろんな他の市町とかでも、その森町産材を使ったそういった椅子・机。もっと言っちゃえば教材みたいな。それを使ってくれるというのは、一つのいいきっかけになるのではないかなと思います。それは直接的には、その先というのは例えば新栄さんとか、そういう商社さんのビジネス的などところになるのかもしれないけれども、こういうせっかく今回森町の材を使っていいものができてくるということで、これを一つ、もう少し営業といいますか、他の市町等にも積極的にPRして、より森町の材を使ってもらおうということに繋げ

たらどうかなとも思いますけれども、そこら辺の考えをお聞かせください。

議 長
学校教育
課 長

(中根幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の岡戸議員のご質問の一つ目でございます。

F S C材認証についてということで、ご質問がございます。森林組合につきましましては適切な森林管理をされているということで、その前にF S C認証ですけれども、適切な森林管理をされている森林資源を適正に利用した商品であるという証の国際的な基準でありまして、生産者だけではなくて加工・流通も含めて消費者に届くまでの業者が認証を受けているというような証の国際基準でございます。今回の机・椅子の導入のケースにつきましましては、森町の森林組合が適正な資源管理をしているというようなことでの認証はいただいておりますけれども、その先の加工でありますとか流通につきましましては、残念ながらその認証を受けていないということで、結果として机・椅子がF S C認証はいただけない。ただ、それに代わるものとして森町産材ということで広くP Rをしていきたいというように考えております。

また、その次の学校へ導入した後の町外等学校へのP Rにつきましましては、また各行政単位で町の交流といいますか、情報交換等の機会もございますので、そういう機会の折にP Rもしていきたい、できればと考えております。以上です。

議 長
町 長

(中根幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) ただ今ご審議をいただいております議案につきましましては、物品売買契約の締結でございますので、岡戸議員がおっしゃる森町産材の活用、あるいはF S C材の活用ということ、あるいは森林環境譲与税の活用にもなろうかと思いますが、そういったことは担当といたしましては学校教育課ではなくて産業課が担うものでございますので、私から少しお話をさせていただきますが、このことを町がP Rするのか、それとも事業者であ

る森町森林組合がPRするべきであるかというのは、それぞれに役割分担があろうかと思えます。町といたしましても、今回予算をお認めいただいてこういった取組をしていますので、町のできる範囲でそのことについてお知らせをしてみたいし、また、先日も森林管理局、林野庁から森林環境譲与税の活用についてのお話もございましたので、その際にも森町では小中学校の机・椅子に活用していますよということをお話しをさせていただきました。ということですので、森町産材、またFSC材、森林環境譲与税の活用については、学校教育課が今回のことを通してというところでPRできる場所もありますが、多方面にわたって場所、時を選びながら行なっていきたいと思えます。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、中根信一郎君。

8 番議員

(中根信一郎 君) 一点。森町産のヒノキの材料を使っての合板で机・椅子を仕上げていただくということになるかと思えますが、その辺の森町産のものを使うという仕様については分かりますが、森林組合さんで加工段階というのがきっとあると思えますので、そういったところとの連携をして、しっかりと森町産を使っていただけているかどうかを確認をするというようなものは、森林組合さんが確認するのか、加工業者なのか。それとも元請けさんなのか分かりませんが、どっかでそういったものを、しっかりと森町産を本当に使っているよという確認は取っていただいた方がいいのかなと。

それと、来年の末までに全て1300脚入れ替えるということだと思いますので、そういった部分で森町産材を今から山から切って、それで加工して、夏休みとか冬休みとかの多少長期休みのときに入れ替えをするというようなことになっていくかと思うものですから、そういった形の工程が間に合っていくものかどうか。実際、山の材木をどのくらい必要なのかということもはっきりとわからないものですから。量的に少ないのであれば、合板ということでは

少ないのであれば、間に合う方も間に合うと思いますが、ある程度量がやはりありますと、これから一から用意をしていくということになると、年度末までにちょっと厳しいこともあるかもしれませんので、その辺の間違いないかどうかは今わからないかもしれませんので、分かる範囲でのお答えをいただければありがたいと思います。

議長
学校教育
課長

(中根幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の中根議員のご質問にお答えいたします。

通常の机・椅子の商品と比べて、森町産材を使用するというところでやはり一般的な商品の納入よりも製作期間がかかるであろうということを想定いたしまして、今回臨時議会に早めに入札をかけさせていただいて、手当をしていただいたところでございます。

また、この予算化に先立ちましても事前に森林組合と話をさせていただいて、理想としては夏休みに全部の学校に入れられれば一番いいかなと考えております。また、それが叶わない場合におきましても、冬休み等長期の休みを利用して机・椅子を入れ替えていきたいと考えております。また、実際に木材等、森町産材を使用するかどうかという確認につきましても、業者と一緒に立ち会いをするなど確認の手続きを進めていきたいと思っております。以上です。

議長
8番議員

(中根幸男 君) 8番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 一応、年度末までには納入といたしますか、入れ替えが可能だという予定でいるという、そういうことでよろしいでしょうか。

議長
町長

(中根幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 納入時期のご心配をいただいているようですが、入札をする際には履行期間を示しております。それが令和4年4月28日から令和5年3月3日までということですので、この期間に履行できなければ契約違反ということ

になりますので、それは十分承知のうえで応札をされているもの
と考えております。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(中根 幸男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま
す。
(起立 全 員)

議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。
日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題
とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定に
よって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議
会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申出があ
ります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、
ご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者多数)
(中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とす
ることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

↑ 令和4年4月森町議会臨時会を閉会します。

(午前11時12分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和4年4月28日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上